

【通知】JSPS 採用者に係る「海外渡航の対応」について（理：研究支援係）

\*\*\*\*\*

各 位

標記のことについて、国際企画課及び研究推進課より、  
令和2年3月16日及び19日の通知のとおり  
JSPS 採用者についても同様の扱いとする旨通知がありましたので、  
お知らせいたします。

海外渡航をする場合は、部局長への相談及び  
理事（人事労務・環境安全・施設担当）への事前相談が必要となりますので、  
お早めに研究支援係にご相談願います。

なお、事前相談の対象は本学の構成員（JSPSで本学に籍がある者を含む）であり、  
JSPS採用が終了し帰国する者は対象外です。

また、新規渡日者については、現状入国制限が解除されておられませんので、  
今後の動向により本学の方針が関係部署から示されるかと思われますので、  
通知がありましたら、改めてご連絡させていただきます。

=====

（対象）

- ・外国人招へい事業（外国人特別研究員・外国人招へい研究者）（※採用後の一時出国）
- ・海外特別研究員
- ・若手研究者海外挑戦プログラム
- ・学振特別研究員（PD・DC2・DC1）

〒980-8578

住所：宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3  
東北大学理学研究科・理学部総務課研究支援係

村上 真惟

TEL：022-795-3798

FAX：022-795-6363

e-mail：[sci-kenkyu@grp.tohoku.ac.jp](mailto:sci-kenkyu@grp.tohoku.ac.jp)

-----

令和2年3月16日

各部局の長 殿  
本部事務機構各部（室）長 殿

理事（人事労務・環境安全・施設担当）

海外渡航の中止の要請について（通知）

新型コロナウイルス感染症の世界各地での感染拡大状況により、感染リスクが一層高まるとともに、今後、移動の制約が拡充し、日本への帰国が困難になることが懸念されるとの本学新型コロナウイルス感染症対策本部専門家会議委員からの情報を踏まえ、当面の海外渡航の制限についての対応を下記のとおりといたします。

つきましては、該当する貴部局等所属の学生・教職員（以下「所属構成員」という。）に対する個別メール等による周知・要請及び健康観察の実施の徹底について、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 国・地域を問わず、所属構成員の不要不急の海外渡航は中止するよう要請する。海外渡航が必要な場合は、事前に各部局等の長に相談するよう求める。
2. 国・地域を問わず、海外留学・派遣により滞在中の学生については早期の一時帰国を要請する。また、本学の用務により海外滞在中の教職員についても同様に速やかに帰国することを要請する。
3. 所属構成員が国外から帰国または入国した場合<sup>\*1</sup>は、渡航先の国・地域を問わず、入国または帰国の日から起算して14日間は自宅で休養し<sup>\*2</sup>、健康観察を行うよう求める。

\*1 学生または研究者を受け入れる場合を含む。

\*2 新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の抜本的強化の対象国から入国する場合は検疫の指示に従うこと。

以上

人事企画部環境安全推進課  
内線 91-4957、6017  
E-mail: anzen@grp.tohoku.ac.jp

令和2年3月19日

各部長の長 殿

本部事務機構各部（室長） 殿

理事（人事労務・環境安全・施設担当）

海外渡航中止要請の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症の世界各地での感染拡大に伴う海外渡航中止要請については、令和2年3月16日付け「海外渡航の中止の要請」をもって通知したところですが、世界的に急速に拡大する状況から、3月18日には外務省より全世界を対象に感染症危険情報レベル1が発出されました。

このような状況に鑑み、本学では上記通知を一層徹底し、当分の間、国・地域を問わず所属構成員の不要不急の海外渡航は中止するよう強く要請します。

なお、やむを得ない理由により海外渡航が必要な場合には、部局長への相談に加えて、事前に当職まで相談願います。

また、学生の海外渡航についても、上記同様の取扱いをお願いします。

本件連絡先 総務企画部総務課長 門脇（理事（人事労務・環境安全・施設担当）窓口）

内線 91-4803

E-mail: gen-som@grp.tohoku.ac.jp